

消費者団体との施策意見交換会
「食品に関するリスクコミュニケーション（残留農薬について）」
第2回の概要について

農林水産省消費・安全局
消費者情報官

日 時 平成15年9月30日(火) 14:00~16:30
場 所 農林水産省講堂
出席者 消費者団体 33団体(別添)
農林水産省 大臣官房 :大臣補佐官
消費・安全局 :局長、参事官、総務課長、農産安全管理課長、同農薬対策室長、消費者情報官
総合食料局 :計画課長
食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官
厚生労働省 医薬食品局食品安全部企画情報課課長補佐
議 題 1.消費・安全局長あいさつ
2.残留農薬についての意見交換
(1)第1回からのご意見・ご質問に対する行政からの説明
(2)パネルディスカッション
(3)消費者団体などからのご意見
3.行政からの情報提供
米の需給について

議事概要

1. 消費・安全局長あいさつ

本日は、皆様お忙しい中にもかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。

消費者団体との施策意見交換会は、できるだけ多くの消費者を代表する方とリスクコミュニケーションを行うため、初めての試みとして、消費者団体の出席者を広く募集しました。第1回の9月10日には、消費者団体の代表の方34団体にご参加いただき、熱心な意見交換が行われました。

農林水産省から情報提供し、消費者等関係者から積極的に御意見をいただき、施策に反映することが重要と考えております。

このため、前回、残留農薬についての制度や安全性を確保するための様々な取り組みについて、できるだけ多くの皆様にご理解いただけるようにと、わかりやすい資料作りや説明を行うよう心がけました。

第1回の意見交換会に対する皆様のアンケートでは、多くの方が、残留農薬の説明について理解できた、今後もこのような意見交換会を開催してほしいと回答していました。

また、アンケートのほか、意見交換の中でもさまざまなお意見やご要望をいただきましたので、皆様のご意見を参考にしながら、テーマを考えながら、リスクコミュニケーションを進めていきたいと思っております。

本日は、全国から、稲作、畑作、果樹、酪農、花きなど多岐にわたって生産、加工、販売・流通に日々、創意工夫されている生産者の方と地方の団体会員を有する

全国規模の消費者団体の方にお越しいただき、パネルディスカッションを予定しております。

是非、実際の農薬使用者の取り組みの現状を知っていただくとともに、消費者のご懸念やご希望を伝えることで、お互いの理解が深まることを期待しております。

限られた時間ではございますが、出席者の皆様におかれましては、積極的に意見交換し、実りのある議論をしていただきたいと思います。

2. 残留農薬についての意見交換

- (1) 第1回からのご意見・ご質問に対する行政からの説明
- (農薬対策室長) 資料1の項目に従って説明

問1 30年前に販売・使用が規制された残留性農薬の問題について

・畑への残留

30年前に禁止されたドリン剤の責任を誰がとるのかというご質問があった。最近の農薬の残留性は低く、多くの農薬は1か月しないうちに半分に減ってしまうものが多いが、30年以上前は残留性の高い農薬が使用されていたので、昭和46年に農薬取締法を大改正して、残留性の高い農薬の販売と使用を規制した。その時にドリン剤が使用された農場ではドリン剤を使用しないよう指導した。

しかし、最近、一部の県でドリン剤がほ場から検出されたという報告がある。かつて国が登録していた農薬でありできるだけの対策をとっていきたい。分析に必要な機器整備に対する助成、土壤中のドリン剤を分解する技術開発を始めており、農産物の可食部に移行しない技術の研究開発の開始、ほ場を改良するための事業を検討している。

・水系や魚への影響

環境庁が平成10年に農薬等の環境残留実態調査をしている。水質294検体、低湿94検体、魚48検体を分析したが、ドリン剤は検出されていない。

問2 農薬登録の失効と安全性について

登録農薬が本当は危ないのに隠して登録を続けて、こっそり失効させているものがあるのではないかというご質問があった。かつて登録された農薬は2万あり、現在5000残っているので15,000は失効している。最近では、会社の合併により類似の農薬をやめたり新製品の販売で古いものをやめたりしているものが多い。

安全性に関する情報の情報収集に努め、危険性が明らかになったものは、今回の法改正で使用禁止にできるようにした。失効理由は、農薬検査所のホームページに掲載している。

問3 農薬に関する情報提供・情報公開について

・生産者に対する農薬取締法の改正内容の徹底

「農薬取締法改正の手引き」のタブロイドを400万部、JAを通じて配布したが、今回の生産者パネラーで見ていない方もいた。今後もテレビ、ラジオや雑誌や新聞などいろいろなメディアを通じて情報提供に努める。

・農薬の補助剤の情報公開(種類、ADI)

農薬の補助剤は、P R T R 法(「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び

管理の改善の促進に関する法律」)の対象物質については、農薬のラベルに明記することを指導している。また、クミアイ農薬総覧にすべて掲載されている。P R T R 法の対象物質以外のものも含めたリストを情報提供できないか検討中である。

・マイナー作物の経過措置に係る情報公開(対象作物、残留分析結果)

承認の状況は、農水省のホームページの農薬コーナーに、どの県に対して、どの作物にどんな農薬の組み合わせで承認しているかを掲載している。残留分析は、各県で希望者からの分析データの提出を求めて確認するよう指導しており、国としてこれらのデータを公開することは考えていない。

問4 農薬の飛散防止について

散布機械メーカーを含めた関係団体で飛散防止対策を検討している。当方から散布機の改良などを指導している。

また、農水省としても9月16日に地方農政局等を通じて各県に、住宅地等における農薬の飛散防止に関する指導文書を出した。国土交通省、文部科学省、厚生労働省に対しても協力を依頼した。

問5 農薬の使用実態について

・抗生物質の使用状況

抗生物質は、殺菌剤として登録されているものがいくつかある。安全性の考え方としては、分解性が高く、多くは土壤中で1日か2日が半減期である。食品衛生法によって食品中に残留してはいけないこととなっている。このため、使用方法を守れば、農産物に残留して口に入ることはない。耐性菌に関しては、対象病菌が作物のものであることと、農薬全般に言えることとして、同じ農薬を使い続けると虫や病気に耐性ができるため、他の農薬とローテーションで使用するよう現場で指導されている。

・ポストハ - ベスト農薬、国産穀物や栗の貯蔵中の農薬使用の状況

ポストハーベスト用に日本で使用できるのは輸入検疫と貯蔵穀物などの薰蒸用のものだが、米に関して、政府米は、すべて15度以下の低温貯蔵をしているので害虫は発生せず薰蒸は行われていない。

栗は、クリシギゾウムシを駆除するため、収穫後に臭化メチルで薰蒸する。残留量は食品衛生法の基準よりかなり小さい。

6 不要農薬の回収・廃棄について

古くなった農薬を廃棄する場合には、事業者責任として農家が適正に廃棄する義務がある。最近では、JAが回収日を決めて集めて廃棄物業者に渡す取り組みが増えている。今年の調査では、全国でJAや市町村、協議会など600以上の組織で回収している。農水省として、この取り組みを促進するため、回収マニュアルを作成中である。

7 有機農業の推進について / 慣行農業に対する適正な評価について

(司会)前回、お答えしたため省略する。

8 残留農薬の基準値について

(厚生労働省)

まず、A D I の設定について大人と子供と同じで良いかというご質問に対し説明するが、農薬の毒性試験については、9月10日の資料6ページ上段のように、慢性毒性試験、発がん性試験、繁殖毒性試験、催奇形性試験などの結果から、例えば繁殖毒性試験では、動物に農薬を投与し、子どもを産ませ、その子どもにも農薬を投与し、さらに子供を産ませ子どもに対する農薬の影響を調べている。

子どもも含めて影響の認められない無毒性量に安全係数として100倍の安全率をかけてA D I が設定されており、大人も子どもも考慮した値となっている。

農薬の安全性データを申請企業が作成することについて、不安との意見もあるが、信頼性を保証する仕組みとしてG L P 基準（優良試験所規範）があり、農林水産省が査察を行っている。

基準は、9月10日の資料7ページ下段のように決められる。厚生労働省で設定している基準の場合、諸外国の基準値も考慮している。気候風土、病害虫の発生状況、植物毎の特性の違いから、基準値はそれぞれの農産物毎で小さなものから大きなものまである。

基準値は、作物への残留状況を勘案して設定されるが、実際は基準値いっぱいまで残留することはないが、各農産物に基準値いっぱいまで残留するとの仮定の下で、農薬の摂取量を計算し、A D I を越えないように基準値を設定している。

農薬の使用が収穫前か収穫後かの話があるが、我々としては、A D I を越えないよう基準値を設定することが重要で、収穫の時期にはこだわっていない。

9 輸入農産物の残留農薬について

(厚生労働省)

輸入農産物について、各国が保証をするなどの取り決めはなされていない。

中国のほうれん草の問題では、違反事例が多発し、輸入自粛の措置をとった。その後中国側で検査の体制など、安全確保の仕組みが整ったことを踏まえ、輸入できるようになったが、その後も違反が見つかった。

ほうれん草の基準値が他の基準値に比べ小さいということは言われているが、我々が基準を設定したとき、我が国や諸外国において、ほうれん草には使用実態がなかったので、小さな値になった。一方、小松菜は、使用実態があったことから、ほうれん草よりは大きな基準値が設定されたものであり、行政側の残留農薬の扱いは異なっている。

諸外国の基準値について知りたいとの意見もあるようだが、C O D E X の基準については、インターネット上で調べることができるようになっている。

(2) パネルディスカッション

(消費者情報官)

それではパネルディスカッションに入ります。まず、消費者の皆様から農薬を実際に使っている現場としての生産の方々に農薬使用についての質問、あるいは農薬の使用に関する要望を簡単にお話いただいて、生産の皆様からお答えいただく、あるいは生産者の実態をお話しいただくということでお願いいたします。

(中野)

一般論としてですが問題意識等を述べたいと思います。生産者及び生産者組織に対しては、昨年来の無登録農薬の問題等も含め生産現場で農薬の適正な使用の意識改革が一番緊急的な課題ではないかと思います。生産者一人々々の方が自分の問題として何のために正しく農薬を使用するのかというところの理解を得られているのかどうなのが施策が進む最大のポイントではないかと思っています。山形の無登録農薬の問題ですが、生産者の側から効き目の良い農薬が無いのかという要請があったという報道も新聞の中にはありました。そういう、面で、法制度上使用禁止のものがあるという部分がキチンと理解されているという視点で、一人々々の生産者の意識がもう少し進んでいればもしかしたら無登録農薬の問題も起きなかつたのではないかと思っています。

そういう意味では、全ての一人々々の生産者が、自分の生産現場に対して、第一義的な責任を持っているんだという意識の転換が求められてくるのではないかと思っています。今、関連して記帳運動などしておりますが、キャンペーンで終わらせるということではなくて、記録ということ自体が自分の行ってきたことの責任を保証する一つの方法であると自覚しないと実を結ばないのでないかと思います。ただ単にJAの上の組織から言われているから仕方なくやるというのでは、なかなか意識改革が進んでこないのかなと思っています。

逆に生産者が自分たちの作った作物に対して責任を持っているということであれば、自分のやってきたことの責任を確実にするためにも記録をするという行動が取れるのではないかと思っています。記帳の記録から自分たちの実態を知る中で、過剰に農薬を使っていないのか、もう少し減らせる部分はないのかという自発的な削減の取り組みにつながってくるのが正しい段階を踏んだものではないかと思います。

2点目として、農水省や行政への意見として、リスクの管理機関として透明性のある施策がどれだけ作れるかというのが最大の課題だと思います。これは、農薬対策室だけの課題ではなくて、農林水産省内の関連する全ての部署で連携して取り組む必要があると思っています。先ほど臭化メチルの話がありましたが、この物質は農薬としては燻蒸剤ですが、農産物製造用途ではない、地球環境問題で今後使ってはいけないという、国際的な決まりが出来ている。そうなると、農薬を使う使わないだけの論点ではなくて、様々な要因が入ってきてしまうと思います。関連して、循環型農業の推進は1力所が抱えることではなくて、省内全体として取り組んでいくのが必要と思っています。例えば地球環境サミットで採択されているアジェンダ21に関係する部分にも当てはまると思いますし、それを施策としてどのように進めていくのかということは、いきなり出すのではなく、中長期的な部分から、農林水産省として、全体的な構造や枠組みとしてどう考えるのかということを提示していきながら、生産者、消費者を含めた関係者とのコミュニケーションを図っていくことが必要になってくると思います。

農薬については、薬剤そのものを対象にする場合とそうでない場合の2面性があるので、論議するのが難しい部分があるのですが、その部分は今後進めていくに当たって配慮していただきたいと思っています。

(神田)

生産者の皆様に素朴な質問をしたいと思っております。最初に前回の質問をう

けて行政からのお答えがございましたが、どうしても以前の農薬のイメージがあったのですが、最近は、いろんな方面から開発、研究が進められているということを率直な感想として持ちました。そして、農薬を使わなければ出来ない作物もありますので、絶対使用してはならないものという意識ではなくて、必要最低限の使用で、総量を減らしていくという姿勢でやっていく必要があるのではないかという私の考えを基本にお聞きしたいと思います。

こういった、必要最低限の使用ということはあたりまえのようなことですが、実際に生産者の現場ではそういう意識についてどのようにお考えになつてしまつしゃるのでしょうか。ご自分のことだけではなくて、トータルでわかりましたら教えていただきたいと思います。それから、正しい農薬の使い方をどうしているのかなと思います。埼玉の川越市に住んでいますが、畑が沢山あるところでです。私の家の前でもナス、ピーマンなどを作っている畑があるのですが、ナスを作ってる方が、夕方に消毒をして、次の朝に出荷しているのを見たことがあります。それは残留農薬という意味では正しい使い方ではないですし、少なくとも食べるという観点からは農薬は残留しなければ問題ないと言えるわけですから、そういうのを見たことがあるものですから心配になりまして、正しい農薬の使い方がどういうふうに普及されてるのか、キッチンと行き渡るよう普及されているのか不安に思つたりします。

そこから一步前進して、農薬をより少なくするため、あるいは残留を防ぐためという意識の下、たとえば、先程のほうれんそうと小松菜の説明がありましたが、私たちからすると同じような作物に見えるのですが、農薬の使い方が違うし、作物によってだけでなく、その年の気候などを見ながらどういうきめ細かな対応をしているのか、あるいはしていないのか。そういうことが、農薬を減らしていくことにもつながるし、残留を防ぐということにもつながると思いますのでその辺も教えていただきたい。単純にマニュアル通りに農薬を買ってきて機械的に撒いてるのでなければ良いと思っております。そういうことを一人々々の生産者でやるのではとても大変でしょうから、地域の中でどういう協力関係が出来ているのか、あるいは出来ていないのかお聞きしたいと思います。

それから、記帳運動のことですが、あらためて狙いというものをどう受け止めていて、記帳したものがどのように活用されていくのか、やはり減らしていくことにつながった方が良いと思いますし、今後のことも考えて、どう受け止めて取り組み始めているのかお伺いしたいと思います。

新しい農薬が出来たときに、そのことについての学習をどのようにされているのかについてもお聞きしたいと思います。農薬の管理の仕方ですが、先程、最初の説明でもありましたが、実際に関わってる立場として、保管、処分、使用量をどのように把握しているのか、記帳の問題にも関係してくると思いますが、お聞かせ願います。

もう一つ、消費者ニーズをどのように捉えるか、例えばりんごは一つの黒い点でもあってはいけないと消費者は考えてると思ってるのではないかという思いがありまして、もちろん限度はありますが、例えば菜っぱでも1つ2つ穴があってもいいのではないかと思うのですが、生産者はどのように捉えてらっしゃるかをお聞きしたいと思います。

(小西)

9月10日に第1回の意見交換会が行われまして、初の試みと言うことで多く

の団体の参加がありましたが、本日2回目ということで、生産者の方々と直接お話しできる場が設けられたことは消費者にとってはとても良いことなので、いろいろ意見や情報をお聞きしたいと思っております。

大量消費に対して大量生産をするための生産者の努力、苦労。消費者に受け入れられる物を作ることの大変さを消費者が理解することも大切なことだと思っております。例えば、虫食いのない物、色、形のいい物とかについつい手が伸びてしまうのですが、安全で安心して食べられるもの、環境に優しい物が求められていると思います。生産者、行政、消費者それぞれの情報が重要になってくると思います。消費者もどのような情報をどのような形で知りたいのかということを具体的に示していくことがより理解しやすくなるのではないかと思います。それぞれの情報が今日参加していらっしゃる消費者団体の会員の方や一般の消費者に伝えられていくことが必要ではないかと思っております。今日もいろいろな話が出てくると思いますが、今後も意見交換会が継続して開かれることと情報公開が正確に行われることを求めたいと思います。

生産者への質問ということで、いくつか挙げたいと思いますが、「農家が農薬を使用する所を見ていることはできず、記帳内容をチェックすることになる。記帳運動や地域の活動の中で、チェックされることを期待している」ということをおっしゃっているので、農薬に関する記帳が指導のとおり正確に行われているのかどうか。生産者同士の農薬に関する勉強会はどのように取り組んでおられるのか。農薬購入時のチェックとあるのですが、トレーサビリティー、農薬の効能効果、成分の内容など、使用者として聞く責任がありますし、それらを知った上で使用しているのかをお聞きしたいと思います。消費者の声で、農薬を使わないで作ってほしいというのがありますが、それに対して、生産者の側から農薬使用の現状について、どうしても消費者に理解を求めるといふ部分があると思います。それについて納得できる説明がほしいと思います。それには、今回のような生産者と消費者との交流を密にするということが必要になってくると思います。

農薬使用者が農薬を使用するときに防除着を付けて作業することに対して、生産者はどうしているのかという事についてですが、農薬が大変危険な物であると消費者はイメージを持っております。先程お話があったように、1ヶ月で半減するといったものや、いろいろな成育過程で減っていくものもありますし、研究開発されて効果は強いけど害になることは減ってきていることもあります。が、納得できる説明がほしい。庭先で草花などに消毒などをしているときに、思わず避けてしまう。危険なものであると言うイメージを持っているのですが、成育過程で1ヶ月で半分になるとか洗う、煮炊きするということで残留農薬が減っているのは消費者も理解していると思うのですが、そういうことを踏まえて防除着を付けることに対してどう思っているのか、また、その理由をお聞きしたいと思います。

(和田)

生産者と消費者の話し合う機会というのが、あるようで、本音で話し合う機会が無いんですね。なんとなく表面上の理解をお互い持っているような生産者と消費者ということでは済まないと思います。ですから、本音で完全に理解し合うということはなかなか難しいかも知れませんけども、生産者の言っておられることも我々消費者が理解する、生産者の方にも我々の言ってることを理解してもらうということが求められていると思います。そして、よく消費者ニーズということ

が簡単に言われますが、良く聞いてみると、最終の消費者ではなくて、外食や中食などのいわゆる実需者のニーズが消費者のニーズという言葉とイコールになる時もあると思います。それはおかしいと思うようなことが実需者のニーズと言う言葉で生産者の方に向けられているということを感じますので、農薬の使用についてもそういう面を見ながら、話し合いを重ねていかなくてはいけないと感じます。

ざくばらんなことを伺いたいのですが、生産者の方から、自分の所で消費するものと、市場へ出す物と農薬の使用が違うという話を聞きます。実際、生産者の方に聞いてみますとそんなことはしていませんと言ふ答えが返ってきます。1人々々の消費者が、私も経験があるのですが、農家の知り合いなどを訪ねたときに、これもって行きなさい、これ農薬使っていないのよというような言い方をされることがあります。また、自分の家の子供がアレルギーがあるので、ここだけは農薬使ってないと言うような説明を私自身も伺ったことがあります。田舎から農薬使ってないものを送ってもらったと友達から農産物をわけてもらうこともあります。いまここでお返事を頂きたいということではないのですが、そういうことが本音で話し合うポイントになるのではないかと思うので話をさせていただきました。

(消費者情報官)

それでは、生産者の方から、今お話のあったことについて幾つかお答え願いたいと思います。農薬を使っている生産現場でどのような意識を持っているかについて。記帳について、正確さ、チェック、農薬の管理も含めてどういう事をやっておられるかということ。農薬の正しい使い方をどのように推進されているか。農薬についての新しい知識をどのように勉強されているか。農薬を使うときに、防除用の服を着用することについて、どのような意識を持たれているかということ。地域で農薬関係についてどのような協力をしているかについて。自家使用生産物と販売用生産物の取扱いについて。以上のような御質問があつたと思いますので、答えやすいものから1つずつお答え願いたいと思います。

(芹田)

昭和60年から産直に取り組み始めまして、家族のような付き合いをしている方から届け始めたのが産直のきっかけでした。御質問に対して1つ1つお答えすると言うよりは、今、私が思っていることを言って答えにしたいと思います。私の食べるものも、皆さんに送るものも同じものを作ります。家族の食べるものですから、分け隔てて作るような事はしません。記帳も含めて、作った物について使った農薬は、全部皆さんにお知らせします。毎年秋の新米の時期に、カタログの商品案内と1年を通じてどうやって作ってきたのか、天候はどうだったのか、病害虫の発生はどうだったのか、というような事を書いた便りを皆さんに送っています。それが答えの1つです。今まで言ったことで説明しきれない部分がありますので補足します。

農薬を否定する流れ、科学、ハイテクを否定する流れと言いますか、人間が生きるために便利さを求めたゆえに、反対に環境に対する負荷、汚染、公害を含めてそういうものが出てしまった。それに対して、ただ騒いで国の責任を追及するとか、企業の責任にするとかだけでは済まされない部分が私たち一人一人にある

んだと思います。私も生産者であると同時に消費者ですので、そういう意識で皆さんに生産物を届けるということをモットーにしています。

農薬の使い方も、規程どおりの使い方をすれば効果がある。例えば、10a当たり1kgという規定どおりに使えば効果があるのは当たり前ですが、900g、800gの時にどうなんだろう、600g、半分でどうなんだろうと。全部の農薬に対して試せるわけではありませんが、一部で試してみて、それで十分効果がある場合は、特に除草剤関係は水管理でかなり解消できる部分がありますので、1kg使うところを500gに減らして済ませるということもありましたし、1kg使わないと止められない雑草がはびこってしまった場合は、圃場の条件を見て対応してきたというのが現実にあります。

新しい農薬についての勉強は、農協を利用してます。今の農薬は昔の農薬と違って、選択的に特定の病害虫に効果があるようになります。環境には負荷が少なく、早い時期に分解されて自然界に戻っていくという農薬の開発が進められていますので、生体にも生態系にも悪影響を及ぼすというのは限りなく少なくなっているというのが、今の日本の農薬の流れだと思います。効果が落ちてきた、同じ農薬を使っても、昔使っていた農薬に比べて今の薬の効果は下がっていると感じているのは事実だと思います。

私は産直をやって、意識が育てられた部分もありますが、出来るだけ少ない農薬で高い効果が得られることを求めています。肥料も同じで、少ない肥料でどうやったら安定生産が出来るのかを考えています。そうなると、有機農業ではないですが、土作りが重要なんですね。堆肥を作つて昔のように手をかけてやることで健康な体の作物が出来ます。その結果、病害虫に強い作物に育ちます。病害虫にかかるわけではありません。

例えば大豆でも2~3割は虫食いが出ますので、皆さんに送るときは手選りします。検査を受ければ規格外と言うことになります。それを一個一個手で選りますので皆さんに売るときには1kg 600円から900円になります。その結果出てくるクズ大豆をどう処分すれば良いのでしょうかということです。規格内のものと一緒に混ぜて皆さんが食べてくれればもっと安く食べられるのですが、実際、売り場で並んでいるところでそういうのが混じっているのを買って貰えるのであれば良いのですが、私もそうなんですが、実際お店に行ったときには綺麗なものを買ってしまいます。ですから、私は作物を送る段階で、虫にやられたものがあります、肥料にするしかありません、それも食べていただければ値段は安くなります、ということを書いて送ります。ほとんどは何もおっしゃてこないので納得されているんだと思います。生産者の中でも農家同士で勉強会をやつたときに、自分で食べるものには農薬は使わないという意識の方もいました。今もそうかも知れませんが、農家ごとにも温度差、個人差があると思ってください。消費者の皆さんにもあると思いますが、生産者にもあるのが現実です。

(永井)

長野県で有限会社という形で農家をやっております。うちの農場の特色としては循環型農業というのを一番大切にしております。うちは酪農をしておりまして、その堆肥を土に返して土作りをして、田圃からとれた稻ワラを牛が食べて、また堆肥になるという、昔の農家が家で家畜を1頭2頭飼っていたときの農法が、少しずつ大きくなってきて機械化して規模拡大してきたというのが私どもの農場の農業のスタイルとなっております。

私も10年ほど前から全国のお客様に農産物を直接販売しております。今回、この会に参加させていただくにあたり、9月10日に行いました会議のビデオを見せていただきました。その時凄く感じたのは、どうしてこれほど作っている側と食べる側の皆さんとの間があいてしまったのだろうかと。先程おっしゃってましたが、そういった場がほとんどない。実際に消費者の声が本当の消費者の声なのだろうか、そういう事を感じて、なぜ皆さんがこんなに農薬や食べ物について心配しているのかなと正直感じました。

私は誰のために農薬を使っているのか。産直をやっているとよくわかるのですが、お客様の声が非常に良く帰ってくる。産直ですから、お電話なんかでご意見をいただいたりとか、「おいしかった」と言われると励ましになりますし、「このような虫が出たけどどうしたらいいか」など質問を頂くなど積み重ねてきて感じているのですが、今までの農業というのは単に流通に出すための商品でしかなかつたというのがあると思います。

お金をくれるところは流通段階の農協さんですし、農協さんの言った規格のものを出すと言うことが圧倒的な農家のやってきた形です。その中で、スーパーのバイヤーさんなり、いろんな流通の中で綺麗な物、形の整った物という要望の中からかなり過剰に農薬が使われてきたのも、たぶん正しいのだと思います。ですが、直接お客様、またはスーパーさんとおつき合いする中では、やはりその人が誰か見える、その人のためにはなるべく農薬を使わないで作りたいという思いを持っている生産者も徐々にですが増えていると思います。

今まで、病気が出でていなくても農薬を使うということもあったと思いますが、私どもの農場もそうですが、なるべく使わない。地域で農薬の防除暦というのがあるのですが、それはあくまでも基準であって、そのとおりに散布することはまずありません。適期に必要な農薬さえ使えば食べるものは十分出来ると思います。そういった考え方は、生産者もだいぶ変わってきてていると思います。あとは、誰に対して物を食べていただいかの意識を持つ農家がもっと増えてくれば、農薬の使い方も大きく変わってくるのではないかと思います。

農薬に関して言いますと、減農薬という栽培の仕方がありますが、当地比といって、その地域の中で5割減ですということもある程度知っておいてほしいと思います。日本中で減農薬という栽培の仕方がありますが、全国一律ではなくて、実際使ってる農薬の使用量に関しては地域で差があるんですね。そこをどういうふうに食べていただいているお客様に理解していただくのかということもやらなくてはいけない。

これから、こういう会を通じてコミュニケーションが、いい形で出来ていったら良いと思っています。記帳の問題がありましたが、先日、70歳ぐらいのアスパラを作っている方が、非常に農業がやりずらくなつたというような話をしておりました。それはやはり、農協から記帳をしなさいと言われているということがあるようでした。記帳というのは、責任をちゃんと持つという意味からこれから非常に大切なことになってくると思いますが、生産者から考えますと、記帳と言うことや全体の管理で、圧倒的に老齢化の進んでいる農村でも記帳を徹底してできるのかどうか。そういうことが負担で農業から離れていってしまうことで良いのかどうか、ということも立ち話の中で感じた部分です。トレースが出来ると言うことは非常に大切なことだと思いますが、どこまで私たちが情報公開していくべきなのか。情報公開することも大切ですし、必要なことだと考えていますが、それだけ労力、コストがかかってきます。

(原)

梅とミカンを中心に栽培しております。営農をやっていく上の思いというのはお二人がおっしゃったとあります。ほとんどの農家は同じ思いだと思います。

生産者の意識について、農薬についてどうなのかという質問がありましたが、無登録農薬の問題が出てから相当劇的に変わってきたのではないかと感じています。農協の青年部で活動していますが、若い青年農業者は非常に危機感を持って取り組んでいます。私も産直等も手がけておりますが、お客様との話の中では、農薬を減らして栽培してほしいという要望が出てきます。多少の傷はいいということで、信頼関係があれば農薬は減へらしていくのではないかと感じております。

先程、環境全体も考えて農薬を捉えてはどうかいう話がありましたが、私もそう思います。ただ、私の所では段々畠の急斜面でミカンを栽培しておりまして、草生栽培ということで除草剤を使わない栽培をしています。なぜやっているかと言いますと、最近、温暖化の影響か分かりませんが、集中豪雨というか雨が非常に多い。露地にしていますと石垣が雨の度に崩れてしまいます。それが草を生やしていると、わりと持ちます。土壤の流亡も考えてなるべく草を生やしていくこうと考えていますが、それをやると、グランドカバー的な草を生やしても他の雑草も生えてきますので、刈るのですが、段々畠でも、狭いところですと幅が1~2m、高さが3~4mというのもあって危ない部分もありますし、機械のエンジンを吹かしてしまったためガソリンを多く使います。梅の選定枝なんかもチップにして土に返していますが、それもかなりガソリンを使います。以前は全部燃やしていましたが、環境負荷にとってこれだけ化石燃料を使うこと、路地で燃やすことはどちらが環境にとって良いのだろうかと。先程の除草剤にしてもどっちが本当に環境全体にとってみれば良いのかということは、現場では迷っていると思います。そういう評価をいろいろな機関でしていただけたらなあと、それで、出来るだけ環境に負荷の少ない農法を選んで出来ればいいなあとと思っております。

意識の問題であるとか、農薬の使われ方、減らしていくシステム、記帳の問題などどうなのかということですが、うちのJAでの取り組みですが、どうしても情報から遠いという方もいらっしゃいます。そういう方の作物が共同選果のなかに混ぜられて、残留が出たという時には産地全体が危機に陥るようになります。実際、うちの産地でも梅干しで2軒の農家がダイホルタンを使っていたという事がありまして、本当にその時期は全く売れなくて、2軒のために産地が滅びるんじゃないかという危機感がありました。そういう反省もあって、うちのJAでは記帳を義務付けていて、出荷前に必ず提出させます。途中に必ず部会員が検査に行ったりもしています。一番最初に出荷したときにサンプルをとって、その品目の出荷が終わるまで冷凍貯蔵をしております。何かあったときにサンプルを引き出して検査するようにしています。

さらにうちのJAで農薬の残留分析センターを作りました。非常にお金もかかりましたし、職員も3名張り付いていてコストもかかってますが、無登録農薬の問題もありましたし、良い農家をしっかり守っていくシステムを作ろうということをJAを挙げて取り組んでおります。今度はできるだけ消費者の方にも入っていただいて、記帳していくこと、そういうシステムがあるということを生かせる方法を模索していて、いかに地域や自然環境なんかと上手く出来る方法を探って

あります。

勉強会や新しい農薬の知識はどうしているのかということですが、先程のよう に、作物部会がJA、普及センター、市当局なんかと相談しながら今年はこうい うのを使いましょうということを決めます。できるだけ環境負荷の少ない ものということを念頭におきながら農薬の設定をしていこうということをしてい ます。もちろん、それ以外の農薬を使う方もいますが、それも記帳と残留分析で システム的に捉えられるんじゃないかと感じてやっております。勉強会も同じく、今年の農薬はこれで行きましょうということを示しますので、その農薬につ いては勉強しているのと、新しい農薬なんかは逆に農家の方からこういうものが 出てるけどどうなんだと言う形で問い合わせが来て、JAなんかと一緒に使える かどうか試験をしていくということをしております。

消費者ニーズではなく実需者ニーズではないかという意見については、確かに 言われたとおりだと思います。私個人で出している部分についてはそうではない ですが、大ロットで市場に出していくときはどうしても綺麗なものがまず売れて いくというのがありますので、JAなんかでも、出来るだけ1つの生産方式をい ろいろな部会を作り、例えば売り先別に市場の方とも連絡を取りながら、その 方々とどういう農薬、肥料を使いましょうというなかで農産物を作つて行くと いうことをやっております。防護服を着けることについては自分の身を守る ことですので着けているということです。私の所でも混住化が進んできていますので、農薬について行つて取り組みなどを紹介して理解を得ています。

出荷用と自宅用で農薬を使つけることは考えられない。作物によって使つた り使わなかつたりしています。

(渡部)

中山間地域で小規模な農業をしてあります。減農薬に取り組んであります。

販売用と自家用の農産物への農薬散布を別にするのは私の所でも考えられま せん。野菜や果樹については農協で経営している直販所に出荷しています。安全で 安心できる農産物を食べたいというのは消費者生産者同じだと思います。消費者 と同じように生産者も口にするものなので農薬は控えるようにしています。私たちも、農薬は使いたくないが、農薬を使わないとキャベツ、白菜等に穴が開いて きます。それを放つておくと食べられる状態にならないと思います。自家用程度 であれば、虫を箸でとつたりしたが、それでは追いつかない。農薬は使いたくないが、使っています。

私たちは、農産物はこう作つてゐるんですよ、安心ですよという生産者の思いや 情報を消費者に提供して信頼してもらうことが一番大事ではないかと思つていま す。私たちが今取り組んでいるのは、「農家の食卓」というネーミングで、新 鮮、安全な野菜を都市に提供しています。これは生産者が毎週1回都市に出かけ ていき、この野菜はこうやって作つていますよという話をしながら、農家が自分 や他の生産者の品物を売るというシステムをとつていて、信頼関係が一番安全な ものに繋がっていくのではないかと思っています。このため、野菜が到着するの を待つてくれている人が多いのですが、今後は、消費者と圃場巡りツアーを組む ことも考えています。

以前、生協と交流していた時に、大根葉を作つて農薬を1回散布したものと散 布していないものを消費者に見てもらいましたが、やはり、農薬を使用してない ものは、虫が食べて葉脈だけになつたような状態で食べられない。消費者にも農

薬の回数を減らしても散布しないと食べることが出来ないんですねと言われた。

我々も消費者との交流を持っていかないといけないと思いますし、先程、記帳運動の話が出ておりましたが、私たちも愛媛安心記帳運動ということで、栽培管理記録を記帳しています。生産部会や直販場に出すところは、自己の責任で記帳することにしています。農薬を使用する場合は農協の営農指導員、普及センターの普及員に相談して使うことを約束しています。農薬をどう使ったらいいかということは、その都度聞くようにしています。農薬の期限の切れたものについては、農協の方で日にちを決めて期限切れ農薬を出してもらい廃棄処分しています。それと合わせて、ハウスのビニールなども有償ですが農協で廃棄してダイオキシンなど出ないように努めています。

4～5年前に柿に虫がいたので、農薬を散布したところ、ぱらぱらと落ちていきました。その頃はまだ柿の実が小さい頃だったため、そのように撒きましたが、最近の農薬については2～3日したら効果が出るなど、以前に比べて毒性が低くて効果がある農薬になってるように思います。また、環境に配慮して、有機肥料ではありませんが生ゴミとぼかしを、土に返しています。これをして、化学肥料の軽減にもなりますし、リサイクル、ゴミの減量になるということで、私たちの活動の中でしています。これからは、消費者と交流をして、お互いに本音を話しあわないとなかなか接点が見つからないと思います。地域に帰って消費者との交流の回数を増やして理解を求めたいと思っています。

(消費者情報官)

ありがとうございました。生産者の方々から、本音も含めて、消費者の情報をどうつかむかという中から農薬に対しての考え方や正しい使い方を推進しておられると言うことをお伺いできたと思います。

今日、お願いした生産者の方々は、普通に慣行農法を行っている方で、農薬に特別一生懸命やっているという意識で来られたわけではないということを申し上げておきます。

今の議論の中で、一つは、消費者がどのような生産物を欲しがっていて、農薬をどうしていくかという古くて新しい議論があったかと思います。また、生産者の中でも意識の高い方と十分でない方、高齢のため、農薬についてはキチンと使っていても、トレーサビリティや記帳などになると出来ない方がいるという話があったかと思います。そういうことも含めて、消費者からなにかございますでしょうか。

(神田)

消費者が何を選ぶのか、実際には綺麗なものを買うよという話がありました。実際に、綺麗なものとそうでないものを分けて売ったら綺麗なものに手が伸びるのは普通だと思いますが、これを分ける必要があるのかどうかを考える必要があると思います。先程あったように葉に全部穴が開いてしまって葉脈しか残っていないというのは商品として成り立たないと思いますが、商品になるものを選別するのが良いのかという問題があると思います。ネギを作ってる人の意識を聞くと白いところが長くて太いものが良いものと思っているようですが、私は細いものを選んで買うこともあります。持って帰るのが大変なので短いものを選ぶときもあります。今、選べる種類が少ないのでないかと思います。少ない中で消費者は綺麗なものしか選ばないと思ってるのでないかと思います。ですから、選別す

ることがどうなのかと思います。大きなロットで市場に出すときに綺麗なものが売れしていくという話がありましたが、直接、最終的な消費者が選ぶのではなく、実需者が選んでいます。それがイコール消費者ニーズとしてしまうところに問題があるように思います。やはり、選別と言うことと、最終の消費者がどのようなものを選びたがっているのかの議論の深め方が足りないのでないかと思います。それは、お互いに交流や情報交換などをしていくことによって、生産者も「ああそうなんだ」といって安心して作れるようにしていかなければならぬと思いますが、それにしても、消費者ニーズというふうに決めるのは違うのではないかという感想を持ちました。

(和田)

生産者のお話を伺って、農薬が以前より変わってきた、毒性の低い、あまり残留しないものが出来るようになってきたという話がありましたが、正直、消費者には情報が届いていないと思います。ただ、私が感じるのは、そういう農薬が出てきたのであれば、以前の農薬は自然に使わなくなるのか、失効になるのか、消費者が納得するような対応がされているのかどうか。これは、農薬の再登録の問題にも関わってくると思います。前に、CNPの問題が随分長い間、疫学調査などから危険性が指摘されながら、何度も再登録が繰り返されてきたことがあります。主婦連合会の傘下団体で新潟のグループが食の安全に関して非常に厳しいところでして、CNPについても長い間取り組んでおりまして、実情を随分聞かされていますので、むしろ行政に問い合わせたいと思います。

(中野)

実情として聞きたいことがあるのですが、地方からの政策提案会というのが9月18日に農林水産省であり、その参加者の方から消費者の感覚 자체が変わっているという話がありました。残留農薬の話とは少し外れるのですが、例えば、お魚はどこからできるのと子供に聞いたときに、工場からできると言われたり、生産者の方は天然だからいいだろうと泥付きのものを送っても、店頭で、泥付きはいやだと言われたという事例を述べていたのですが、実際、産地に消費者の方が来られたときに、昔来られた消費者の方と今の方と比べて感受性が変わってる、昔と価値観が変わると感じた例があったら教えてほしいと思います。

(消費者情報官)

和田さんの話は行政への話なので、神田さんと中野さんの発言について生産者の方からお話しいただけますでしょうか。

(原)

神田さんの件についてお答えしたいと思います。我々生産者としては最終的な消費者ニーズをとらえていないということが、国産農産物が輸入に押されている一つの原因になっているんだと思っています。多様な消費形態の中で、我々が多様な提案が出来ていないんだろうと思います。ネギの話が出ましたが、ある試算では、ネギを作る全ての過程の中で選別、パッキング作業が農作業の約半分を占めるというものがあります。日本のような高い生産費の中で、そこに多くのコストがかかっています。そこを簡略化できればもっと安く提供できるし、もっとニーズをとらえれば例えば、捨てていたものも売れるのではないかと、そこを、

我々が本当の最終消費者のニーズを捉えていなかったんだろうなと、農薬の問題も実はそこにポイントがあるのかもしれないと思っています。我々としては今までよりももっと皆さん方の求めているもの、逆に我々から提案したいものも含めてもっと交流を深めていくということは、大切なかなと思っています。私たち生産者、生産団体としても反省すべきところであって、是非こういうところで意見を頂いて営農などに反映していきたいと思っています。

(永井)

中野さんの御質問で、お客様の感受性が変わってきてるかどうかと言うことですけれども、うちの農場の場合、お客様が現場にこられる機会は、まだまだ少ないんですが、私が都会に出てきて百貨店の地下の食料売り場でお米を精米しながら卖ったりする時に感じることは非常にあります。小さいお子さんが来て、精米したてのお米をさわったときに「暖かいんだね」といったりとか、お母さんが玄米とか粉とかの区別が付かないとか、そういういたところでは新しい発見というか、変わってきたと感じとれます。それは、消費者の方だけが悪いという事ではなくて、今まで生産者は作ることだけやってきて、子供達やその親にちゃんとした食農教育などを全然せずにただ作物を作るということだけに徹してきた部分があったと思います。そういういた部分では私たちも変わらなければならぬ。もっと食べる人が作る現場に立つといったことをしないと、日本の自給率も上がっていかないだろうと思いますし、遠回りそうですが、一番近い近道は、小さい子供、料理を作る皆さんに現場に来て頂く機会をもっと増やすことであり、それを我々生産者がもっと出来たらいいと感じています。

(消費者情報官)

今まで消費者から聞いて生産者に答えて頂くということでしたが、生産者の方からご意見はございますでしょうか。

(芹田)

生産者にも温度差がありますし、消費者もそうだと思います。この場に来られた方は、そういう意味では非常に意識が高くて、興味を持って勉強されている人がほとんどだと思います。ご質問もシビアな問題が多いですね。私たちは特別選ばれた訳じゃない言いながらもそれぞれの団体で選ばれて来たわけですから、意識は普通の生産者よりも少し上かも知れません。そういう意味で、今後、自分たちの食を考えた時に、実需者といわれる流通業界とお客さんである皆さんと生産者の関係では、今、私は産直ということで、流通業者を通さずに作物を届けていますが、片寄りすぎると反省していく、できれば流通業者を通して皆さんにも渡るようにしようと努力し始めたところです。

機構改革などでコスト削減すれば世の中変わるんだとやってるところは荒っぽい改革論理があって、そこで失業した人はどこにいくんだろうと思います。安いものや輸入農産物を買うことで国内の農業者を含めた製造業は破綻していきますし、自分たちそれぞれの家庭生活、職業など、上手く回っていた時代がありましたが、なぜ、効率や経済性ばかりを言うようになったのでしょうか。それから、今回の農薬の法律改正も、誰かが極端に乱暴なことをした事に反応して動いた。ものすごくヒステリックな動きで、それが普通なように動いているのが少し心配です。その流れにみんな振り回されているのが現状だと思います。是非冷静に対応

してほしい。いろいろな情報を聞いてくれれば提供しますし、自分のお客さんは既に提供しています。今後、是非こういう機会をそれぞれの場所で増やしていただきたい、皆さんのお所でもやっていただきたいし、その際には是非、生産者も呼んでいただき、今後もコミュニケーションを続けていただきたいとお願いしたいと思います。

(消費者情報官)

私どもの方にも、かなりご意見があったと思いますのでお答えしたいと思います。生産者も変わらないといけないというお話がありましたが、農林水産省も7月から変わる心づもりで、いろいろな食品に関するリスクについて、消費者と我々、あるいは生産者、流通業者、加工業者も含めまして積極的に様々な機会を設けて意見交換していきたいと思いますし、東京だけでなく地方でも行っていきたいと思っております。透明性を確保してほしいと言うことですが、これはリスクコミュニケーションの基本でございます。局長からも透明性を確実に確保するように厳しく言われておりますので、そういう意識を持って職員もがんばっているところです。あとのことにつきまして農薬対策室長からお答えしたいと思います。

(農薬対策室長)

まず、農薬行政をおこなっている立場から今のお話についての考え方を述べます。去年、無登録農薬の問題が起き、随分、行政の不備、制度の不備を指摘され、急遽法改正ということになりました。その時に、生産者団体の方が私どものところに来られまして、我々に罰金や罰則を強化するのかと憤っておられました。その時お答えしたのは、ルールをキチンと決めて、それを守るということで信頼性を確保するしかないと言うことをお話ししました。今回、消費者の方、生産者の方にお話をしていくというのは、罰則を作つて取り締まりを強化していくというのではなく、それが出来る仕組みになっておりますが、これをバックにしてより親密な信頼関係を結べるように願っているところです。

さて、臭化メチルについて先程話がありましたが、臭化メチルはウィーン条約に基づくモントリオール議定書によって、2005年から特殊な用途以外に生産が出来ないこととなっております。急に生産をストップできないので段階的に減らしてきています。今年度の状況を申し上げますと、以前の7割をカットしています。この間、太陽熱や温熱による土壤消毒など代替技術の開発を各県でやっております。ただ、栗に付くクリシギゾウムシだけは代替技術が見つからないので、不可欠用途として、条約の事務局に申請せざるえないという状況になっています。このように非常に限られたもの以外を減らしていくと言うことになってまして、この対策は関係部局や関係団体、業界含めて連携してやっているところです。

最近は選択制のある農薬で、毒性の低いのが出てきました。昔の農薬はどうなったのかというお話がありました。パラチオンやメチルパラチオンのように急性毒性がもの凄く強かったものがありました。そういうものは以前に生産が中止されています。毒性上、問題のあるものについては、これからもアンテナを高くして規制していきたいと思っています。ただ、古い農薬が一概に毒性が強いということでは必ずしもなくて、いろんな虫に効いてしまうものがあり、天敵も殺してしまう。これは使いづらいと言うことで、防除したい虫にのみ効くような農薬

を農家の方も選んで使うという傾向にあります。また、古い農薬は、何回も使っているうちに虫に抵抗性が出きるため、安いが効かないと言うものが多い。新しい農薬を求めるというのはそういうニーズがあるということです。

(消費者情報官)

パネラーの方で、これはどうしても言っておきたいということがありましたらお願ひします。

(和田)

農薬の安全性の問題は前回含めて御説明がありましたが、安全係数に関して、100を掛けますが、ものによっては200というものもあるわけですよね。それは、やはり100よりは問題あるからということで200になっているのだと思います。そして、農薬が各農産物の残留している場合を想定して、ADIが決められるわけですが、手元にある資料を見たらば、十分な余裕がある所まで考えて決めてあると言いながら、1日のADIに対して、70%以上というのも現実にあるわけです。そういうことを考えると、正直なところ、消費者の取り込むのは農薬だけでなく、食品添加物、重金属の残留、内分泌攪乱物質や、副作用を承知の上で摂取する医薬品などがあるわけで、相乗毒性というものを検討する機会を是非作っていただきたいと思います。今後、いろいろなハザードについて会合をやると言っておりましたが、例えば添加物についてやって他の物質についてやってと言っても、取り込む方の体は一つでなんでも入ってくるので、是非トータルでの議論する場を設けていただきたい。今までトータルでの議論する場が無さすぎたというのが一点。

今日は残留農薬についてであって、農法についてはやらないと言ふことですが、今後、有機農業や環境保全型農業について農政の中でキチンと位置づけることをお願いしたい。去年1年かかって、お米の生産調整の検討会の中で、環境保全型農業を平成22年までに1/3にするという具体的な数値が報告書の中には載ってるんですね。ところが、農水省が示した米の政策大綱の中では、そこまでのものはうたわれていないと言うこともあるのでそういうことも入れていかないと本当のコミュニケーションにはならないのではないかと申し上げておきたいと思います。

(3) 消費者団体などからのご意見

(消費者情報官)

会場の方々に今のご意見等に関連しまして1人2分程度で5人お願いしたいと思います。

(全国消費生活相談員協会 小坂)

中国の冷凍ほうれんそうの時の話なのですが、茹でるのが面倒くさいので冷凍ほうれんそうを買っていたのにこれでは困るという話や、枝豆を1年間食べたいので冷凍枝豆を買っているのに困るという話がありました。食のスタイルが大きく変わってきていると感じます。皆が1kg700円、800円するお米を買えるかというと、やはり買える人ばかりではありません。そんなことを言わずに泥

の付いたほうれんそうを洗えばいいと言う人もいますが、忙しいし、いろいろやりたい、働きたい、でも、手軽に安全な食品も手に入れたいという消費者も非常に増えているということを考えていただきたいと思います。

(静岡市消費者協会 佐藤)

やはり、農薬、食品添加物などの個別ではなく、トータルの食料政策をこれからは真剣に出していく時期ではないかと思っています。自給率が下がっていますが、国内産を買わないと、生産者の方、何人かが言われたと思いますが、消費者は一生懸命、国内産、地場産ということで、地産地消運動も進めており、そういうものを買いたいとは思っているのですが、なかなかそういうものが売り物として出てこないというのが実態です。日本の食料計画はもっと真剣に政府にやって貰いたい問題ではないかと思います。

本題に戻りますが、今日来ておられる生産者の方の出しているお米、野菜、果物などで残留農薬検査をしているのかどうかということと、新しい農薬が安全になっていると言うことですが、そういうのを使うときに、農協から、薦められるままに使っているのかどうか。厚生労働省がマウス3代に渡って実験しているので安全とおっしゃっていましたが、今までの農薬で懲りているので、後で危険だったと言うことが無いように検査をしっかりやってほしいと思います。

(豊島区消団連 田口)

私自身は産直運動を初めて10年になります。10年の中で、農家の方と交流していて一番感じるのは、国の農業に対する農業とそうでないところの住み分けが混然となってしまって農家の方が苦労しているというのを感じています。いま交流している農家の方が一番苦労しているのが土壤汚染で、特に携帯電話などの電池系統の不法投棄によって土壤がカドミウムによって汚染されていて、次の作物をどう作るのか非常に心配していました。重金属の分析機は2千万円以上する。農家、JA単位で検査にいくのも大変な話なので、私たちが安全・安心な食料を求めるためには、国は農業政策全体についての討論する場を作ってほしいと感じました。

(市川市消費者の会 武原)

農薬について、基準以内なら使用を肯定します。農業をやったことはないので、聞いたところによると、キャベツ等の殺虫剤は、雨で流れたり、太陽光線で分解するのを考慮して2週間後に収穫すると言う話を聞いて、それで良いと思います。外から2枚くらいキャベツの葉を捨てていたが、危険でないのなら勿体ないので使っても良いのではないかと思っている。

NHKのプロジェクトXで沖縄のミバエを退治するのにえらく苦労したというのがありました。生産者の渡部さんが虫が湧いて困るという発言がありました。沖縄でやったような生物学的な駆除をすると良いのではないかと、素人ですが、そのように思いました。

(大地を守る会 戎谷)

生産者のパネラー方ですが、皆さん減農薬をやっておられると言うことで、これでは慣行栽培というものが見えないのではないかということが一点あります。もうひとつは、生産者の方から国への要望なども聞きたかったというのが感想で

す。

農薬取締法改正後、各地方自治体の防除基準が作り直されたと思いますが、その基準に誤りがあった、全国でおそらく1500件以上の防除基準に誤りがあったことが明らかになった場合に衛生部局と連携して農産物の安全確保を図ることを指導するとの説明についての具体的な話をお聞きしたい。時間があれば生産者の方でこういう訂正が生産現場に降りているかどうかもお聞きしたかったです。

前回の議事録の中に販売者や使用者に資格制度を設けるべきだという意見があってそれに対する回答の中で、農薬管理指導士を各都道府県で育成して各販売店に置いており、全国で3万7千人いるという回答がありましたが、実際に昨年のドリンケンを中心とする問題、その前の無登録農薬の問題、以前以降で管理指導士の資格要件あるいは育成の仕方、配置の仕方、管理指導士の指導の仕方についての対策が変更になったのかどうかをお聞きしたい。また、生産者パネラーにそういう方が販売店に居ると言うことをご存じでしたかお聞きしたい。

失効する農薬は毎月のように発生しています。農薬検査所のHPに失効の理由を報告するようにしていると回答頂きましたが、いつごろから報告するようにしたのかをお聞きしたい。

(消費者情報官)

私どもの方から幾つかお答えしますが、一番大きかったのは、全体的な議論の場が必要じゃないかという話があったかと思います。生産者の方々には農薬の分析など行なってるか、新しい農薬はどのように勧められてるか、農薬管理指導士をご存じかという話があったかと思いますので、生産者の方からどなたかお答え願います。

(芹田)

分析をしてるかどうかということですが、平成元年から平成4年、1年あけて平成6年に栄養分析と農薬分析を使用農薬については全てやりました。除草剤や殺虫剤など使ったものについては全て分析を日本食品分析センターで調べてもらって、その結果は全て検出されずと出ました。実際には、厚生省の基準があって基準値以上には分析数値が出ず、検出されずで報告されますので、生協さんなどで、分析機器を持ってる場合には図れるものもあるのかも知れませんが、公的な機関に頼む場合は、それを超えた数字を教えてくださいといえば出してくれますが、いらないと言えば検出されずで出てくると言うことで、私の場合は平成4年まではいらないといっていたので検出されずで出てきました。平成6年だけは、番号を付けて誰がどういうふうに作ったかわからない状態で頼みました。栽培方法を明示してやる方法と分からない方法でやるのでデータの出方が違ったということを感じました。食味テストも同じで、皆さんに「自然栽培」や「無農薬栽培」と表示してテストすると味にイメージとして伝わっていくと言うことが感じました。あくまでデーター数値は参考数値として読むということで、読み方にもいろいろ問題があると言うことを感じているところです。

先程、農家も関係機関も政策によって振り回されたんじゃないかと言われた方がおりましたが、過去は猫の目行政という言葉があったようにあったと思います。ここ数年で全く変わったと思います。我々もそうですが、農家が自動的にこういう農業をしたい、こういう展開をしたいんだということが実現できるようになりました。そういう意味で、日本農業法人協会なんかも設立されましたし、農

家の立場から政策提案も出来るようになってきた。農水省の方としても、今までには国から市町村、農協、農家に降りていくという流れでしたが、今回の地域水田農業ビジョンというのは、地域の皆さんのが地域の生き残りをかけてプランを立ててくださいと、国がそこまでは面倒見られませんと。今まででは生産者も国の政策に全部おぶさっていたんだと思い、その反省に立って、農水省も政策を切り替えたし、我々生産者も意識を変えていこうと。農業者だけでなく、食品加工のメーカーさんや量販店、飲食店などとの交流をはじめて、相互に交流が始まって変わりはじめたという現状にあるので、今までとは全く変わりました。私たち一人々々が意識改革をしていって皆さんと良い時代を開いていきたいと思っています。

(永井)

管理指導士は販売店というか、農協の担当者レベルでは居るんだろうなというくらいしか私には分かりません。別な部分で、お願ひも含めてお話させていただきたいと思います。私たち生産者として皆さんのご要望、ご意見伺う場があります。私たちは一生懸命作るんですが、家庭や外食産業に使われて食品となっていくのですが、その食品がゴミになることが非常に多いということあります。せっかく作った食料をゴミにしないためにどうしたら良いのかということを消費者の方々に問い合わせたい。トレーサビリティや減農薬や美味しい農産物を作ろうと言ふことに生産者はやっと気付いて取り込もうとなってきています。これが食卓にいったり飲食店で使われてくる中でドンドン、ゴミになってしまうこともあるのではないかと、なんとか改善してもらいたいというのが生産者からのお願いです。今後、そういう部分も含めてやっていただきたいと思います。ですので、先程キャベツの外葉食べられると言われたことは私たちからすると非常にうれしいなあと思う部分で、私たちも一生懸命作りますし、情報も公開していきますが、スーパーマーケットなどとの話し合いも必要になるかもしれません、皆さんも食卓でなるべく無駄にならないように、せっかく自給率を上げていこうということですので、そのようなことも含めて考えてほしいと思います。

(消費者情報官)

私どもに対するご質問ですが、一つは地産地消や国内産品をどう使っていくか、あるいは食育の推進などがありました、私ども消費者情報官の仕事として、リスクコミュニケーションと消費者への窓口、そして食育となっておりまして、地域にいらっしゃいます食育ボランティアを活用しながら地産地消を進める、いわゆる加工食品とか中食、外食の場においても食に対する教育が出来るのではないかということも含めてあらゆる段階での食育をどう進めていくか、食の安全・安心、我が国の食文化をどう守っていくのか、食生活指針をどう推進していくのかということをやっております。

国内産品での例ですが、山梨の生産者の方でしたがカット野菜にすることによって非常に利用率が高まる。そのカット野菜を外食産業に流すことによって、キャベツの外葉だとか、消費者の買ってくれないような所も商品になるということで頑張っている生産者もいらっしゃいますのでご紹介しておきます。

(農薬対策室長)

先程、幾つか御質問いただきましたのでお答えいたします。防除基準に誤りが

あった時に衛生部局と連携して適切な対処をするように指導をしているとの説明に対し、実際はどうかということですが、実際、防除基準が違っていたということがあつて、それに基づいて農薬が使用されたことが明らかになった場合、残留試験をして基準内かどうかということよりも、信用が失墜してしまって、市場あるいはスーパーから出荷を拒否されるという事態になっております。青森県や岩手県などでは、県が補償をするという事態になっております。産地は非常に厳しい状況に置かれています。残留試験をして基準値を超えてなければいいんじやないかというのは食品衛生法上ではそういうことになっておりますが、産地の信頼というのはそういうものではなくて、完全に消費地からそっぽを向かれてしまうという状況です。

農薬管理指導士として3万7千人が認定されているという話に対して、法改正後変わったかとう御質問ですが、2つあります。一つはテキストが変わりました。最新の法律制度などの情報を入れたものを全国に配布しています。

2点目は全販売店に農薬管理指導士を置くという方針を決めた県がございます。他にもやっているところはあるかも知れませんが、岩手県、熊本県でやっていると聞いております。

3点目ですが、農薬の失効した理由を最近情報を出しているということを申し上げましたが、いつからかというお話がありました。農薬検査所のホームページ、これは農林水産省のホームページの農薬コーナーからもアクセスできるのですが、こちらに4月から理由を入れるようにしております。

(消費者情報官)

活発な議論があったかと思いますが、規定の時間を過ぎておりますので、中川消費安全局長からお話ししたいと思います。

(消費・安全局長)

いくつか印象に残った点も含めてお話しさせて頂きたいと思います。今日、生産者の方々、消費者の方々のディスカッションをお聞きしまして、一番印象に残りましたのは、特に生産者の方々が農薬の使い方について変わった、産直がキッカケだったと言っておられましたが、生産者と消費者の距離が近づく中で農薬についても使い方の意識が変わったと言う点。私ども消費・安全局がリスクコミュニケーションを進めるに当たりまして、大変大事なご意見だったと思います。食品の安全・安心は、農薬だけではありませんが、農薬を例にとって考える際に、消費者の方と生産者の方の距離を近づけていくという取り組みが大事だということを感じました。ただ、1億2700万人の消費者の方に食料の安定供給をするという場合に、産直などの中を抜いた形の流通形態も大事なのですが、併せて、大量流通という取り組みもあります。そこについて、どのように食の安全・安心を確保していくかと言うことは、また別のアプローチで考えていかなければならないと思っております。その際にも産直が一つのきっかけとなって消費者の方々のニーズがどういうものであるかというのが生産サイドに伝わって、生産者と消費者をつなぐものとして声が高まってくれれば大量流通の方にも反映されていくのではないかと思った次第でございます。

何人かの意見の中で、今回は農薬の問題に関するリスクコミュニケーションでしたが、もう少し国の農業政策全体について話し合う場を設けて貰いたいというお話がありましたが、そういう声は大切にしていきたいと思います。

前回、大臣官房企画評価課長から申し上げましたが、食料・農業・農村基本法に基づきまして、5年に1回、基本計画の見直しをすることになっております。先般大臣からの指示で見直し作業に着手いたしました。この全体の枠組みを見直していく作業の中で、全体の農政についても声を聞いていくということもやっていくべきだと思いますし、今日頂きましたご意見については担当部署に伝えたいと思います。

この後で、司会の方から今後の取り組みについてご紹介をすることになるかと思いますが、消費・安全局が出来ましてちょうど3ヶ月が経ちました。局が出来た役割というのは消費者の方の目線を大切にして農政をやっていくことが本分だと思っております。これから先もこういう機会を設けること続けていきたいと思いますので、出来るだけご参加いただきたいと思います。

(消費者情報官)

食品に関するリスクコミュニケーションにつきましては、これで意見交換会を終わらせていただきたいと思います。本日の貴重な成果を農薬のリスク管理の参考にさせていただくと共に今後のリスクコミュニケーションの進め方の参考にもさせていただきます。今後必要に応じて適宜開催することを考えております。その際は、プレスリリースとともに、本日お集まりの皆様方にもご連絡申し上げますので是非御協力お願いします。他のハザードについてもお話しさせていただいたとおり、今後リスクコミュニケーションを進めていく事にしてありますので、ご関心のある方は適宜公表して参りますのでご参加お願いいたします。また、今後、残留農薬についてお気づきの点がございましたら配付資料の最後に農薬の問い合わせ窓口が書いてございますのでそちらにお問い合わせください。本日はありがとうございました。

3. 行政からの情報提供

米の需給について

本夏の低温による米の需給についての影響について、9月15日現在の米の作柄を農林水産省統計部が公表しておりますが、全国での作況指数92と、平年より8ポイント下回っているという結果になっております。

地域ごとに見ると東北の方が悪いという結果になっております。お米の供給は大丈夫かということですが、作況指数92を主食用の需要に直しますと、785万トンくらいになります。年間の需要量は870万トンほどで、これでは下回ってしまうではないかと言うことになりそうですが、政府の方で在庫を持っており、在庫を供給しており、決して供給不足にはなりませんので、買いだめ等ならないで大丈夫ですので、安心してください。

また、便乗値上げや、偽造表示による販売などが出やすいこともありますので、通常月1回している小売価格調査を毎週やることにしまして、公表することにいたしまして、監視しております。また、変な表示をしているものはないかと言うことで、9月下旬から12月にかけてDNA検査などをして、おかしなものは摘発するということで対応していきたいと思っております。

(連絡先)消費・安全局消費者情報官

企画官

奈良(3347)

リスクコミュニケーション推進班 中山(3334)、石井(3338)

出席した消費者団体一覧(9月30日)

我孫子市消費者の会
市川市消費者の会
家庭栄養研究会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
鎌ヶ谷消費者の会
川崎市消費者の会
埼玉学校給食を考える会
佐倉市消費者団体連絡協議会
静岡市消費者協会
(社)全国消費生活相談員協会
(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
Japan Food Information Center
主婦連合会
消費者団体千葉県連絡会
食の安全と農薬問題連絡会
新宿区消費者団体連絡会
生活協同組合コープかながわ
生活協同組合東京マイコープ
生活と文化の会
世田谷区 二子玉川泉会
大地を守る会
千葉県連合婦人会
中央区消費者友の会
東京都地域消費者団体連絡会
東京都地域婦人団体連盟
豊島区消費者団体連絡会
中野区消費者団体連絡会
日本消費者連盟
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東日本支部食生活研究会
日本食品関連産業労働組合総連合会
日本生活協同組合連合会
目黒区消費者グループ連絡会

野菜と文化のフォーラム

33団体